

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(案)について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

年次報告書(平成29年度版)(案)の概要

1 平成29年度における食の安全・安心に関する情勢

「第27回全国菓子大博覧会・三重」(以下「お伊勢さん菓子博2017」という。)の開催に伴い、県では「第27回全国菓子大博覧会・三重(お伊勢さん菓子博2017)食品監視指導計画」を策定し、食の安全・安心に係る監視指導を強化したところ、期間内に食中毒等の健康被害の発生はありませんでした。

また、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)、東京2020パラリンピック競技大会(以下「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」という。)の食料調達基準への対応に加え、食の安全・安心に対する消費者ニーズ、輸出の拡大を見据え、生産者による三重県産品におけるGAP等国际基準認証等の取得を推進する取組を開始しました。

全国では、腸管出血性大腸菌やアニサキスが原因の食中毒が大きな話題になりましたが、県内では食の安全・安心に係る重大な事案は発生していません。食中毒は7件(患者数105人)の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は12件となっています。

2 平成29年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物及び水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。(施策①)
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、発生頻度や重症化等の可能性を勘案し、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。また、お伊勢さん菓子博2017開催時には、会場内で食品を調理・提供する施設や会場で販売される食品の製造施設を対象として監視指導を強化しました。(施策④)
- ③ 食品関連事業者団体と連携し、表示制度の周知や監視指導及び県内米穀取扱事業者に対する立入調査を行うとともに食品関連事業者の自主点検の取組を推進しました。(施策④)
- ④ 食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査、貝毒検査を実施しました。(施策⑤)

【今後の対応】

今後も関係機関と連携し、監視指導、検査等を行い、適正に生産資材等の生産流通、使用及び食品の生産から流通、販売等が行われるよう努めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、事業者等の取組をホームページ等で広く周知しました。(施策①)
- ② 事業者のコンプライアンス意識向上のための研修を開催したほか、講習会や立入検査等

の機会を通じて啓発を行いました。(施策④)

- ③ 三重県産品において、国際水準GAPの認証取得をめざし、「三重県における農産物のGAP推進方針」などの推進方針を定め取組を推進しました。また、「三重県GAP推進大会」を開催し、「みえGAPチャレンジ宣言」を行いました。そして、地域GAP推進チームを核に、生産者へのきめ細かな指導・助言等を行った結果、7農場が国際水準GAP認証を取得しました。(施策⑤)
- ④ 今年度は肉牛で2農場、養豚で1農場、養鶏で1農場が農場HACCP認証を取得しました。JGAP家畜・畜産物認証については6農場が取得をめざしています。(施策⑤)
- ⑤ ジビエ、特用林産物等の品質確保のためマニュアル等に基づく適正管理等を推進しました。(施策⑤)
- ⑥ 水産物において東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の調達基準として認められた水産物認証の取得を検討している生産者への説明等を行いました。その結果、新たに1業者が「養殖エコラベル(AEL)」を取得しました。(施策⑦)

【今後の対応】

自主的に安全・安心確保の活動を行う食品関連事業者についての情報周知や、食品関連事業者に対する関連法令への理解やコンプライアンス意識向上のための研修会を開催します。また、三重県産品が消費者の信頼を確保出来るよう、消費者ニーズや輸出拡大を見据え、GAP等国际基準の認証取得の推進に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、食品の選択が適切に行えるよう、ホームページや出前トーク等により情報提供を行いました。(施策①)
- ② 子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう、学校食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を使ったメニューコンクールの実施等に取り組みました。(施策②)
- ③ 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、食事バランスガイドや栄養成分表示等の活用を推進する施策に取り組みました。(施策②)

【今後の対応】

引き続き、県民が食の安全・安心に関する知識・理解を深め判断、選択が行えるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品関連事業者等を対象とした食品衛生・表示の講習会や、学校給食関係者等の資質向上及び三重県農薬管理指導士、魚食リーダー等の人材育成を行いました。(施策①)
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催し対話を進めました。(施策②)
- ③ 季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。(施策③)

【今後の対応】

食品関連事業者等に対する食の安全・安心確保に関する資質向上及び人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者、行政等の多様な主体が相互理解を深め、食の安全・安心確保の取組において連携、協働していけるよう取り組みます。